

# 「事業所から出るごみ」は家庭ごみステーションには出せません!

ごみには、「家庭から出るごみ」と「事業所から出るごみ（※1）」があり、処理方法が異なります。

「事業所から出るごみ」は、その種類や量にかかわらず、家庭ごみステーションに出すことは一切できません。

（※1）営利を目的として事業を営む店舗や事務所、工場などはもちろんのこと、営利を目的としない公共施設、町会・自治会、ボランティア活動にともなって出るごみも含まれます。

## 「事業所から出るごみ」の処理方法

事業所（オフィスや店舗、工場、公共施設など）から排出されるごみには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2種類あります。そのうち、事業系一般廃棄物（※2）については、下記のいずれかの方法で処理をしてください。

（※2）事業系一般廃棄物とは…事業活動に伴い発生する廃棄物のうち、下記の産業廃棄物以外のもので、生ごみ、紙くずなどです。

朝日環境センター、戸塚環境センターに事業者自ら直接持ち込む。

※220円／10kgの処理手数料がかかります。また、搬入物によって持ち込む施設が異なります。

※家庭から出るごみと、事業所から出るごみは、同じ車に混載しないでください。

川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託する。

※川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者については、P.17をご覧ください。

いずれの処理方法も必ず黄色半透明袋を使用し、資源物は正しく分別してください。



### 注意

市では原則、産業廃棄物の受け入れは行っておりません。

産業廃棄物とは事業活動に伴い発生する下記の20種類の廃棄物をいいます。

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック ⑦紙くず(※)
- ⑧木くず(※) ⑨繊維くず(※) ⑩動植物性残さ(※) ⑪ゴムくず ⑫金属くず ⑬ガラス・陶磁器・コンクリートくず ⑭鋳さい ⑮がれき類 ⑯動物のふん尿(※) ⑰ばいじん
- ⑱動物の死体(※) ⑲動物系固形不要物(※) ⑳①～⑱を処分するために処理したもの

(※)建設業、出版業、畜産農業など特定業種から排出された場合に産業廃棄物になるもの。

### 産業廃棄物に関する問い合わせ先

- ・処理業者をお探しの方（一般社団法人）埼玉県環境産業振興協会 <https://saitama-sanpai.or.jp>
- ・産業廃棄物に関すること 産業廃棄物対策課 TEL 048-228-5380